

「児童クラブ」 夏休み利用案内

●日 時

7月20日(月)～8月31日(月)
午前8時～午後6時30分
(日曜・祝日を除く)

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更になることがあります。

●場 所

飛鳥村児童クラブ

●対象児童

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる者が夏休み期間中に就労等のため家庭が留守となる児童

●利用期間・基本利用料

7月20日(月)～31日(金)

利用料 2,500円

おやつ代 600円

8月1日(土)～31日(月)

利用料 8,000円

おやつ代 1,200円

※別途おやつ代には、振替手数料10円がかかります。

●申込期間

6月1日(月)～15日(月)期間厳守

午前10時30分～午後6時30分

※土曜・日曜を除く

※定員26名(夏休み利用者)

●申込み・問合せ先 児童クラブ

児童手当の現況届を ご提出ください

児童手当を受給している方は、毎年6月に児童手当の現況届を提出する必要があります。これは、前年の所得状況や6月1日現在の養育状況など、引き続き受給資格を満たしているかを確認するための大切な手続きです。

書類は、5月末に送付しております。必要事項を記入し、添付書類を添えて、郵送で提出をしてください。

提出がない場合、6月分以降の児童手当を受給することができなくなりますのでご注意ください。

●提出期間

6月1日(月)～30日(火)

※必要書類等は、送付した書類にてご確認ください。

●問合せ先

民生部住民課

高齢者世帯等への 家具転倒防止器具取付 事業のお知らせ

地震等による身体への被害を最小限にするために、高齢者・障がい者の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付けを支援します。

●対象世帯

・高齢者世帯(65歳以上のみ)
・障がい者がいる世帯(ただし、18歳以上65歳未満の方との同居世帯は除く)

●対象家具(10か所以内)

テレビ台・書棚・食器棚等
テレビ等電化製品

●取付条件

- ① 釘・ネジ・L型器具などを使用し固定できることとします。
- ② テレビ等電化製品は、粘着パット式となります。
- ③ 取付後は、家具等の移動や取り外しをしないようにしてください。
- ④ 取付は、1世帯に1回とします。
- ⑤ 取付に係る片付け等の準備はご自身で行ってください。

●費用 無料

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

寝具洗濯・乾燥・ 消毒サービス事業の お知らせ

高齢者の方々が清潔で快適な生活が送れるよう、寝具の洗濯・乾燥・消毒について支援します。

●対象者

65歳以上の方で
・一人暮らしの方
・ねたきり等介護が必要な方
※対象者の方には詳細をご案内いたします。

●対象寝具

敷き布団・掛け布団・毛布等
3枚以内

●利用料 無料

●申込期間

6月2日(火)～9日(火)

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

